

平成21年（行コ）第213号

八ッ場ダム公金支出差止等（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子ほか37名

被控訴人 東京都水道局長ほか4名

証人尋問申請書（治水その1）

平成24年6月

6日

東京高等裁判所 民事第5部御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明 代

同 大 川 隆 司 代

同 羽 倉 佐 知 子 代

同 只 野 靖 代

同 土 橋 実 代

同 西 島 和 代

同 谷 合 周 三

同（復） 島 昭 宏 代

第1 証人の表示

住所 〒330-0081 さいたま市中央区新都心2丁目1番地

さいたま新都心合同庁舎

国交省関東地方整備局 河川部長

証人 山田 邦博

(主尋問3時間)

第2 立証事項

- (1) 昭和55年に策定された「利根川水系工事実施基本計画」において、基本高水のピーク流量が毎秒2万2000m<sup>3</sup>とされたのは、同年12月の河川審議会総会でのことである。「利根川百年史」によれば、同審議会において、建設省から上流域で相当の氾濫があったとの説明を受けて、さしたる論議もなく決められたとされている（「利根川百年史」1165～66頁）。
- (2) そして、「利根川百年史」によれば、昭和24年に「利根川改修改訂計画」で基本高水のピーク流量を毎秒1万7000m<sup>3</sup>と決定された際には、上流域での氾濫は議論になっていなかった。そして、その後研究者の間からは、この毎秒1万7000m<sup>3</sup>という「実績流量」は過大であり、実績流量はこれより10～20%は小さいとの疑問を呈する論文が公表されている。
- (3) 馬淵澄夫国土交通大臣（当時）は、平成22年10月22日の記者会見において、平成18年2月の利根川水系整備基本方針におけるピーク流量の策定作業は「2万2000トンありき」の検証であったと言明した。しかし、利根川水系における「基本高水・八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」が「2万2000トンありき」の検証であったことは、平成18年2月に始まったものではなく、昭和55年12月の「利根川水系工事実施基本計画」の策定時から始まっていたのである。当時の建設省は、ありもしない上流の大氾濫を作出して「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」を河川審議会に承認させ、以後、その虚構を覆い隠すため、カス

リーン台風時のピーク流量は毎秒1万7000m<sup>3</sup>であったと水増しをし、さらに、時として上流での氾濫量は2億m<sup>3</sup>に及ぶとか、計算流量は毎秒2万7000m<sup>3</sup>であったとする策動も試みられた。また今もって、カスリーン台風の再来では毎秒2万2000m<sup>3</sup>の洪水が襲うと虚偽宣伝を続けているのである。

(4) そして、国土交通省は外部の者が流出計算を行うに必要な流域分割図を不開示情報とするだけでなく、裁判所の調査嘱託に対する虚偽回答まで行って裁判所と国民を欺いてきた。本審でこの事実を国土交通省に質さなければ正義が失われると言って過言ではない。

(5) また、国土交通省は、流域の群馬県他からの訴訟事項についての照会に対しては、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」への改定理由については、カスリーン台風時の上流の氾濫を理由としたり（甲第20号証）、あるいは将来の河川改修を見越しての改修計画であった（甲B第90号証）などと右顧左眄した。こうした一連の事実をより明確にするためには、国土交通省を訴訟の当事者として参加させると共に、担当責任者を法廷に招請し、これまでの不審と疑問の数々を問い質すことが必要である。

(6) 概要、以上のように、建設省時代からの国交省の利根川水系における基本高水のピーク流量を巡る説明は、時と場所によって変わるというものであった。本訴訟においては、まず、「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」という基本高水のピーク流量がどのような条件の下で設定されたのか、国交省はこれを国民や本訴訟の関係者らにどのように説明してきたのか、これまでに明らかになっている虚偽報告や虚偽説明は、どうして生じたのか、こうした数々の疑問を解き明かさなければならぬ。

このため、関東地方整備局の河川部長の証人尋問がぜひとも必要である。

### 第3 尋問事項

追って提出する。

以 上